

答申番号：平成29年答申第1号

答申日：平成29年4月28日

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）（以下「診断書」という。）に記載した医師が下肢2級と診断するところ、岐阜市長がした身体障害者手帳の交付処分（以下「本件処分」という。）において決定等級が3級であることに不服がある。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり、身体障害者手帳の等級（以下「障害等級」という。）の認定について処分庁に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却するべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 身体障害認定については、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「身体障害認定基準」（以下「認定基準」という。）がある。

この認定基準に関する疑義については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として、「身体障害者認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「疑義回答」という。）により通知されているところ、その中で「両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の全廃（3級）あるいは著障（4級）と同程度の場合は、「両下肢の機能障害」での3級、4級認定はあり得る。」とあることから、処分庁は、診断書中医師の総合所見の欄に「両下肢の筋力低下は著しく、左・右それぞれの片足での立位保持は不可能である。」とあることを理由に、一下肢の機能の全廃と同程度の「両下肢機能障害」として障害等級3級を認定していると推測される。

(2) しかし、疑義回答には「両下肢の機能障害」は、基本的には各障害部位を個々に判定した上で、総合的に障害程度を認定することが適当である。」とあることから、各障害部位を個々に判定した上で、認定基準第2の六「2つ以上の障害が重複する場合の取扱い」

に従って障害等級を判断することとなる。

- (3) 診断書の関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) によると、審査請求人の左・右それぞれの股関節及び膝関節は、全て徒手筋力テストで「3」に該当することから、左・右それぞれについて股関節の著しい障害 (5級) (認定基準第2の四の2の(2)のイの(イ)) 及び膝関節の著しい障害 (5級) (認定基準第2の四の2の(2)のウの(イ)) を認めることができる。

2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて認定する (認定基準第2の六の1の(1)) ところ、認定基準第2の六の1の(2)の計算方法により、審査請求人に係る合計指数は、次のとおりとなる。

指数2 (障害等級5級) × 4箇所 (左・右の股関節及び膝関節) = 合計指数8

そして、合計指数8であることから、審査請求人の障害等級は3級と認定することとなる。

- (4) 結論として、処分庁が認定した障害等級3級は適当であり、違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

- 1 平成29年1月13日 諮問
- 2 平成29年2月13日 審議及び処分庁に対する意見聴取
- 3 平成29年3月3日 審議
- 4 平成29年4月28日 答申

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、診断書を記載した医師が下肢2級と診断するところ、岐阜市長がした身体障害者手帳の交付処分において決定等級が3級であることに不服があると主張する。

- (1) 身体障害者手帳の交付に当たっては、身体障害者手帳交付申請書のほか、これに添えられた診断書を基に、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 別表に掲げる障害に該当するか否か、また、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の身体障害者障害程度等級表 (以下「障害程度等級表」という。) に掲げる障害の級別 (以下「障害級別」という。) のうち、どれに該当するかを審査し、決定する。

- (2) (1)の審査に当たり、処分庁は、認定基準及び疑義回答によった上で、岐阜市社会福祉審議会条例 (平成12年岐阜市条例第19号) 第1条に規定する岐阜市社会福祉審議会のうち、身体障害に関する専門的知識及び経験を有する医師で構成された岐阜市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に対し診断書の内容を添えて諮問 (平成28年7月15日付け岐阜市福障第4111号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定等及び身体障害者福祉法第15条第1項の医師の指定等並びに身体障害者手帳の交付申請に係る障害程度の審査について (諮問) 」) をしており、その答申 (平成28年7月25日付け岐阜市社審第2号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定等及び身体障害者福祉法第15条第1項の医師

の指定等並びに身体障害者手帳の交付申請に係る障害程度の審査について（答申）」において「両下肢機能障害（一下肢全廃相当）3級」とされたことを受けて、審査請求人の身体障害者手帳の障害級別を「両下肢機能障害（一下肢全廃相当）3級」と認定した。

- (3) 障害級別の認定に当たっては、法令上、医師の診断書の内容に拘束されることが定められているわけではないから、処分庁の判断が診断書の内容に法的に拘束されることはない。したがって、医師の診断書の内容と異なる障害級別の認定がされたことを理由にして、本件処分を違法又は不当ということはできない。
- (4) また、処分庁の判断手法と審理員の判断手法は一致しているわけではないが、いずれにせよ障害等級を3級とする結論は同じであって、かつ、それ以外の合理的な判断手法は考えられないから、本件処分を違法又は不当ということはできない。
- (5) なお、処分庁は、審査請求人の代理人に対し、障害級別の決定に至った経緯及び根拠を、障害程度等級表及び認定基準を用いて説明したとするが、身体障害者手帳に関する事務に精通していない市民に対しては、当該経緯及び根拠が丁寧に、分かり易く示されることを要望する。
- (6) また、処分庁は、「身体障害者手帳の交付について（通知）」中、身体障害者手帳の交付の根拠を「身体障害者福祉法第15条第5項」と記載するが、正確には「身体障害者福祉法第15条第4項」が根拠である。

当該記載が身体障害者手帳の交付決定の効力に影響を与えるものではないが、市民に誤解を与えたり、市民からの信用を失うことがないように、慎重かつ正確な事務手続を行うことを要望する。

岐阜市行政不服審査会

会長	幅	隆彦
委員	土田	伸也
	寺本	和佳子
	三谷	晋
	南	圭一